監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成30年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年8月27日

 滋賀県監査委員
 大
 野
 和三郎

 "
 平
 岡
 彰
 信

 "
 奥
 博

 "
 藤
 本
 武
 司

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日	1
監査執行対象機関名	監査執行年月日
消費生活センター	令和元年5月30日
東京本部	令和元年6月10日
西部県税事務所	令和元年6月19日・7月11日
南部県税事務所	令和元年6月4日・7月11日
中部県税事務所	令和元年6月19日・7月11日
東北部県税事務所	令和元年5月21日・7月11日
自動車税事務所	令和元年6月3日・7月11日
南部環境事務所	令和元年6月3日
甲賀環境事務所	令和元年6月19日
東近江環境事務所	令和元年6月19日
湖東環境事務所	令和元年5月30日
湖北環境事務所	令和元年6月19日
高島環境事務所	令和元年6月19日
西部・南部森林整備事務所	令和元年5月31日
甲賀森林整備事務所	令和元年6月19日
中部森林整備事務所	令和元年5月21日
湖北森林整備事務所	令和元年6月19日
南部健康福祉事務所	令和元年6月4日・7月11日
甲賀健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
東近江健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
湖東健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
湖北健康福祉事務所	令和元年6月19日・7月11日
高島健康福祉事務所	令和元年5月31日・7月11日
ここ滋賀	令和元年6月10日
大津・南部農業農村振興事務所	令和元年6月19日
甲賀農業農村振興事務所	令和元年6月14日
東近江農業農村振興事務所	令和元年6月19日
湖東農業農村振興事務所	令和元年6月19日
湖北農業農村振興事務所	令和元年6月19日
高島農業農村振興事務所	令和元年6月19日
大津土木事務所	令和元年6月26日
南部土木事務所	令和元年6月14日
甲賀土木事務所	令和元年6月19日
東近江土木事務所	令和元年6月19日
湖東土木事務所	令和元年6月19日
長浜土木事務所	令和元年6月19日
高島土木事務所	令和元年6月19日

- (注1) 令和元年6月19日および令和元年7月11日の監査執行は書面監査による。
- (注2) なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第199条の2の規定によ

り、藤本武司監査委員を除斥した。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

東近江健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,206,866 円増加し、3,318,679円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入 未済の発生防止に努められたい。

湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,401,240円増加し、8,602,643円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

大津 · 南部農業農村振興事務所

職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,529,580円が支払われているほか、相手方に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

大津土木事務所

不動産鑑定手数料等の支払において、源泉所得税を徴収すべきところ、誤って総額を支払ったため、および誤った源泉所得税額を徴収したため、後日過払い分を収入し所得税を納付していた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

南部十木事務所

河湖占用料等について、平成31年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ400,830円増加し、1,977,271円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

甲賀土木事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、969,840円が支払われている。 今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係(11件)

- ・調定もれまたは調定誤りがあるもの(東北部県税事務所、東近江土木事務所)
- ・調定・収入時期が遅延しているもの(長浜土木事務所)
- ・証紙による収入事務が適正でないもの(湖北環境事務所)
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの (西部・南部森林整備事務所、湖北健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、南部土木事務所、 湖東土木事務所)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの(南部健康福祉事務所、湖東土木事務所)
- (4) 契約関係(15件)
 - ・仕様書の積算誤りがあるもの

(湖北農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所、甲賀土木事務所、高島土木事務所)

- ・最低制限価格の設定が適切でないもの
 - (西部・南部森林整備事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所)
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの

(甲賀森林整備事務所2件、東近江農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所)

- ・ 見積書が適正に徴取されていないもの (湖東健康福祉事務所)
- 契約変更が適期適切に処理されていないもの(南部土木事務所)
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの(中部森林整備事務所)
- ・検査調書の作成等事務処理が適当でないもの(東京本部)
- (ウ) 工事関係(3件)
 - ・着工前の処置が不十分なもの(東近江土木事務所)
 - ・設計変更の手続が適切でないもの(西部・南部森林整備事務所2件)
- (エ) 財産関係(10件)
 - ・物品の適正な管理を求めたもの(南部健康福祉事務所、南部土木事務所、長浜土木事務所)
 - ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(東京本部)
 - ・公用車の事故の防止を求めたもの (南部環境事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、東近江土木事務所、湖東土 木事務所、長浜土木事務所)

注:件数表示のない機関の指導事項の件数は1件である。

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

- (7) 収入関係(12件)
 - ・調定誤りがあるもの(高島土木事務所)
 - ・調定・収入時期が遅延しているもの(東近江土木事務所)
 - ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの (西部県税事務所、南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、 南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、東近江土木事務所、長浜土木事務所、高島土 木事務所)
- (4) 支出関係(4件)
 - ・支出額を誤っているもの(湖東土木事務所、東京本部)
 - ・諸手当の支給を誤っているもの(湖東健康福祉事務所)
 - ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの(甲賀森林整備事務所)
- (ウ) 工事関係 (1件)
 - ・設計変更の手続が適切でないもの(南部土木事務所)
- (工) 財産関係(1件)
 - ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(湖北森林整備事務所)

注:件数表示のない機関の留意事項の件数は1件である。

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

令和元年5月21日から令和元年6月26日までおよび令和元年7月11日に実施した37機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

全体意見

(1) 地方機関における総合行政の推進について

県行政は、地域や県民の暮らしの中にある課題に対して、あらゆる視点から総合的に行政を進める必要がある。

さらに、地域ごとに異なる課題に対し、県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、 市町との役割分担と連携を強化しながら、きめ細かに施策を展開する必要がある。

このためには県全体の課題や地域の課題を、本庁・地方機関を問わず部局が一丸となってしっ

かりと受け止め、各部局相互や各地域間の連携を通じた横つなぎの「総合行政」により的確に対応することが求められている。

とりわけ、地方機関は、県民や市町にとって身近な存在であることから、職員一人ひとりが県 庁の窓口であるという自覚と緊張感、県民の負託に応えるという使命感を持つとともに、県とし ての組織力を最大限に発揮しながら、事業の執行に努められたい。

個別意見

(1) 財務処理に係るチェック機能の強化について(東京本部)

東京本部は、12名という組織体制の下、国会、国の行政機関等との連絡・調整や首都圏における各種情報の収集・発信など、東京における県行政の窓口として、多種多様な事業を展開するとともに、ここ滋賀の庶務事務の一部も併せて担うなど、執行機関として幅広い業務を行っている。同時に、東京における唯一の出納機関として、会計事務の審査も担っており、正確な事務処理が求められている。

こうした中で、工事の検査事務や物品管理事務等の基本的な財務処理において、職員の認識不 足や引継ぎ時の情報共有の不備、チェック体制の欠如といった原因による誤りが複数見受けられ た。

小さな誤りを看過すれば、大きな問題につながる可能性があることを職員一人ひとりが常に認識するとともに、いずれの場合も組織としてチェック体制が整備されていれば防げた事例であることから、再発防止に向けチェック機能の強化に努められたい。

(2) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について(各森林整備事務所、各農業農村振興事務所、各土木事務所)

平成27年度および平成28年度対象の監査では、土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより、落札決定が取り消されている事例が多数発生していたことから、各土木事務所に対して改善に努めるよう意見を付したところである。

地方機関において、平成29年度は、落札決定の取消し事例は1件であったが、平成30年度は、13件に増えた。その内容は、従来の設計積算の誤りに加え、最低制限価格の設定誤りや予定価格超過などの事務的な誤りであった。また、これらの誤りは、土木事務所だけでなく、森林整備事務所・農業農村振興事務所においても発生した。

落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延により事業効果の発現が遅れるなど、県民にとって大きな損失である。

各事務所においては、落札決定の取消しの有無にかかわらず、早急に事務処理について再点検 し、不適切な事務処理が発生しない仕組み・システムを構築され、落札決定の取消しの根絶を図 られたい。

(3) 高島地域における水上ルートによる避難路等の整備について(高島土木事務所、知事公室防災 危機管理局)

大津市から高島市に至る湖西地域は、陸上交通において、南北の道路網が少なく、大地震の発生によって橋梁が損壊した場合、避難路や輸送路が遮断される事態が想定されることから、平成28年度対象の監査において、防災危機管理局および流域政策局に対し、「今津港等を拠点とした水上ルートによる避難路等の整備について」を意見として付したところである。

平成31年3月の独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所と県との協定の締結により、同機構が県内に所有する揚陸施設等を災害時に活用できるようになった。

これにより高島地域(高島市)においては、これまでの近江今津港および今津漁港の2施設に加えて、堀川揚陸施設(旧安曇川町)が新たに活用可能となり、水上ルートの避難路の選択肢が増えた。

県民の安全・安心への期待に応えるべく、災害時における堀川揚陸施設の具体的な使用方法や 訓練の実施について検討されたい。